

8月22日の日曜開庁日はマイナンバーカード業務を休止します

8月の日曜開庁日(22日)は、マイナンバーカード(個人番号カード)のカード管理システムがメンテナンスにより停止されるため、カードの受け取り、電子証明書の更新手続き、暗証番号の再設定等の業務を休止します。

また、マイナンバーカードの受け取りについては、ほかの日であれば予約を受け付けています。

マイナンバーカード受け取り予約はこちら▶

問合 窓口サービス課 2F25番 住民情報 ☎6647-9963 ☎6633-8270



児童扶養手当の現況届手続きのお知らせ

現在、児童扶養手当を受給している方に「お知らせ(現況届について)」をお送りしますので、8月中に保健福祉課(児童扶養手当業務担当)へ現況届を提出してください。

この届の提出がない場合は、令和4年1月期からの児童扶養手当の支払を受けることができません。

問合 保健福祉課 3F32番 子育て支援 ☎6647-9895 ☎6644-1937
問合せ可能日時 平日9:00～17:30



特別児童扶養手当・特別障がい者手当等の所得状況届および現況届の提出について

特別児童扶養手当の認定を受けている方は「所得状況届」を、特別障がい者手当・障がい児福祉手当・福祉手当の認定を受けている方は「現況届」を、8月12日(木)～9月13日(月)(土・日・祝日を除く)に区役所3階32番窓口へ提出してください。

これらの届は支給要件や所得状況を確認するもので、8月分以降の手当の受給に必要な手続きです。期間内に提出されないと、手当の支給が遅れる場合がありますので、必ず期間内に提出してください。

なお、前年の所得額等により、支給が停止されることがあります。

問合 保健福祉課 3F32番 障がい者支援 ☎6647-9897 ☎6644-1937

市税の納期限のお知らせ

個人市・府民税(普通徴収分)第2期分の納期限は、8月31日(火)です。

問合 なんば市税事務所
市民税等グループ(個人市民税担当)
☎4397-2953 ☎4397-2905
※問合せ可能日時 平日9:00～17:30
※金曜のみ19:00まで

※広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任は広告主に帰属します。また、大阪市が推奨等するものではありません。

国民健康保険被保険者証の点字シール対応について

10月の国民健康保険被保険者証(以下、「保険証」という)の更新の際、視覚障がいのある方(希望者)の保険証に「ほけんしょー」と表記した点字シールを貼って送付します。ご希望の方は、区役所保険年金業務担当に電話でお申し込みください。【申込時にお聞きする事項】・住所 ・氏名 ・生年月日
一度お申し込みいただければ、毎年のお申し込みは不要です。

なお、転居等により世帯主の変更や居住区の変更があった場合は、再度お申し込みいただく必要があります。
問合 窓口サービス課 2F28番 保険年金 ☎6647-9956 ☎6633-8270

「国民健康保険料のための所得申告書」の提出をお願いします

国民健康保険では、保険料の計算や国の補助金を申請するために、10月の上旬までに税の申告が不要な方を含め、すべての加入者の所得状況を把握する必要があります。

そのため、前年の所得を申告されていない方のいる世帯へ、「国民健康保険料のための所得申告書」を7月に送付しています。

国民健康保険料の軽減(7・5・2割)及び減免は、世帯全員の所得が判明している必要があります。所得の不明な方がいる場合は、軽減・減免を受けられませんので、税の申告が不要な場合であっても、国民健康保険にかかる所得の申告を行う必要があります。

なお、申告書を送付した世帯のうち、未提出の世帯を対象としまして、8月より「大阪市国民健康保険料コールセンター」から電話で申告書の提出を呼びかけていますので、必ず提出をお願いします。

問合 窓口サービス課 2F28番 保険年金 ☎6647-9956 ☎6633-8270

外国人の こどもが 日本の 学校へ 入る てつづきについて(お知らせ)

外国人の こどもが 日本の 学校へ 入るには てつづきが いります。
令和4年(2022年)4月に「大阪市立小学校」・「大阪市立中学校」へ 入りたいときは 住んでいる区の 区役所で てつづきを してください。

●学校へ 入ることが できる こども

- ・小学校 「平成27年(2015年)4月2日から平成28年(2016年)4月1日までに 生まれた ひと」
- ・中学校 「令和4年(2022年)3月に 小学校を 卒業する ひと」

●てつづき

- ①令和3年(2021年)8月16日ごろに 区役所から 「入学のご案内」を 送ります。
- ②「入学のご案内」の みぎがわの 「入学申請書」を 書いてください。
- ③令和3年(2021年)9月30日までに 住んでいる 区役所へ 持ってきてください。ゆうびんで送ることも できます。

●「入学のご案内」を 持っていない とき

- つぎの 書類を 持って 区役所へ きてください。
- ・「住んでいる ばしょ や なまえが わかる 書類」(在留カード、パスポート など)
 - ・「小学校の 卒業が わかる 書類」(中学校に 入る ひと。住んでいる区の 「大阪市立小学校」を 卒業する ひとはいりません。)

●「学校選択制」(入る学校をえらぶしくみ)について

「大阪市立小学校」「大阪市立中学校」は 住んでいる ばしょで 入る 学校が 決まります。ただし「学校選択制」は 住んでいる 区の なかで 学校を えらぶ ことができます。9月に 住んでいる区役所から 「学校案内」を 送ります。入りたい 学校が あるときは 「学校案内」と いっしょに送る「学校選択制希望調査票」を 令和3年(2021年)10月29日までに 区役所へ 持ってきてください。ゆうびんで 送ることも できます。

入る 学校は 12月31日までに 区役所が 「就学通知書」で 知らせます。

問合 窓口サービス課 2F25番 住民情報 ☎6647-9963 ☎6633-8270

介護保険施設を利用したときの食費や負担限度額の基準等の一部が変更されます

介護保険施設でサービスを利用した被保険者の食費・居住費(滞在費・宿泊費)は、所得に応じて支払の基準額が設定されていますが、在宅サービスを利用している方との公平性等の観点から、令和3年8月から食費の基準額が変更されます。

また、現行の第3段階を保険料の所得段階と合わせて2つの段階に区分するとともに、預貯金額の基準について、所得段階に応じて基準を設定します。詳しくは、お問い合わせください。

問合 保健福祉課 3F31番 高齢者支援 ☎6647-9859 ☎6644-1937
※問合せ可能日時 平日9:00～17:30
※金曜のみ19:00まで

